

## 住民情報関係業務委託特記仕様書

### (責任体制の整備)

- 1 受託者は、委託契約にかかる管理体制、作業者、作業場所及びセキュリティ責任者を明らかにして業務開始前に委託者へ書面にて報告すること。また、これらを変更する場合にも、速やかに書面にて報告し、承諾を得ること。
- 2 作業者は、受託者が発行する身分証明書を携帯し、事業者記章を着用すること。

### (機密保持義務)

- 3 受託者は、本契約の処理上知り得た個人情報、特定個人情報及び秘密(以下「個人情報等」)を他に漏らしてはならない。

### (教育の実施)

- 4 受託者は、個人情報等の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、本特記仕様書において作業者が遵守すべき事項、その他本契約の適切な履行に必要な教育及び研修を作業者全員に対して実施すること。

### (再委託の禁止)

- 5 受託者は、原則として、委託業務の全部又は一部を第三者に委託することはできないものとする。ただし、委託業務の遂行に支障が生じない範囲で補助的業務について、あらかじめ委託者の事前の承認を受けた場合においてはこの限りではない。
- 6 再委託を行う場合、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させること。
- 7 受託者が再委託を行おうとする場合は、以下の内容を明らかにした書面を委託者へ提出し、承認を得ること。
  - (1) 再委託内容
  - (2) 再委託を行う理由
  - (3) 再委託先事業者名
  - (4) 再委託先事業者が取扱う情報
  - (5) 再委託先事業者における安全性及び信頼性を確保する対策
  - (6) 再委託先事業者に対する管理及び監督の方法
  - (7) その他再委託先事業者に関して委託者が必要と認める事項

### (個人情報等の安全管理)

- 8 受託者は、本契約を処理するため収集・作成した個人情報等、又は委託者から提供された資料に記録された個人情報等を漏えい、紛失、き損又は滅失(以下「漏えい等」)することのないよう、該当個人情報等の安全な管理に努めること。

### (取得の制限)

- 9 受託者は、本契約を処理するため個人情報等を取得する場合は、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得すること。

(データの適切な管理)

- 10 受託者は、委託者が提供した業務にかかる原始資料と入出力管理票、ドキュメント及び記録媒体を含むその他の資料(以下「データ等」という)について、以下のとおり適切で安全な管理を行うこと。
- ア) 受託者は、施錠できる保管庫又は入退出管理の可能な保管室にデータ等を施錠して保管すること。
  - イ) 受託者は、委託者の同意がある場合を除き、本契約の履行により知り得た個人情報等をこの契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
  - ウ) 委託者が指定した作業場所へ持ち出す場合を除き、受託者はデータ等を定置された場所から持ち出してはならない。また、データ等を磁気ディスクなど外部記録媒体で持ち出す場合は、電子政府推奨暗号として政府が推奨する方法による適切なデータの暗号化処理又は、これらと同等以上のデータ保護措置を講じるとともに、その持ち出す方法について委託者に報告し承諾を得ること。
  - エ) 受託者は、あらかじめ委託者から指定された場所において業務上必要最小限の範囲で行う場合を除き、データ等を複製、複写又は第三者に提供してはならない。
  - オ) 受託者は、委託業務終了時に委託者より提供されたデータ等について、遅滞なく委託者に返還すること。また、委託者が承認した場合は、記録されているデータ等が判読できないよう必要な措置を確実に講じた上でデータ等を消去もしくは廃棄することとし、委託者にその結果を書面にて報告すること。

(サーバ室への立入者の制限)

- 11 本契約により委託者のサーバ室等へ受託者が出入する必要がある場合、事前にその者の氏名等を委託者に書面にて届け出て承認を得ること。また、委託者の指示により持込み品などの制限がある場合は、その指示に従うものとする。

(報告の義務)

- 12 受託者は、作業終了時に、その都度作業の実施内容を委託者へ書面にて提出すること。
- 13 受託者は、委託業務の遂行に支障が生じる恐れのある事故の発生を知ったときは、その事故発生に係る帰責にかかわらず、直ちにその旨を委託者へ報告し、被害を最小限とするため速やかに応急措置を講じること。また、遅滞なく詳細な報告及び以後の対処方針を書面にて提出し承諾を得ること。
- 14 当該事件又は事故が個人情報の漏えい、滅失またはき損にかかるものである場合、受託者は漏えい、滅失またはき損に係る個人情報の内容、数量、事件又は事故の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面により委託者へ速やかに報告し、委託者から必要な指示を仰ぐこと。

(セキュリティ監査)

- 15 委託者は、本契約の処理に伴う個人情報等の取扱いについて、受託者の遵守状況を確認するために必要があると認められるときは受託者に報告を求めることができる。このとき、委託者は受託者の作業場所を立入調査することができるものとする。また受託者は、委託者から改善を指示された場合には、その指示に速やかに従わなければならない。